

[趣旨説明]テスト項目の著作権及び問題公開／非公開を巡る問題 --日米における試験情報開示の裁判事例--

木村拓也

九州大学大学院人間環境学研究院／大学入試センター研究開発部

1. 公開シンポジウムの趣旨と概要

公的なテストの運営において、テスト項目のマネジメントはさまざまなところで問題になる。1つは、素材文に対する著作権処理であり、もう1つは、テスト問題冊子の問題公開／非公開を巡る議論である。従来、テスト学会ではあまり扱われてこなかったテスト項目の実施上のマネジメントの問題に、九州大学法学研究院教授で知的財産法を専門とする小島立氏を基調講演にお迎えして公開シンポジウムを実施する。

まず、企画者の木村から、米国 ETS と教育産業の間で起こった裁判事例、日本におけるテスト問題冊子の問題公開／非公開に関する判決事例などを紹介した上で、基調講演として、小島教授にテスト項目に関する著作権の問題について、「英語入試問題作成における著作物の改変と教材等への二次利用」と題して、法律家の観点から整理いただく。続いて、若林昌子会員から、論文賞を受賞された「日本におけるわが国の公的試験における試験問題公開の判断基準—情報公開制度における事例—」を振り返っていただいた上で、その後の状況や所感を「試験問題公開についての価値判断—情報公開制度の事例を基に」と題して、ご披露いただく。また、寺尾尚大会員から、この問題に関係する、項目反応理論によるテスト等化における項目パラメータドリフトの問題について先行研究事例を含めて、「項目パラメータドリフトの検出と原因の検討・共通尺度への影響—そのドリフトはどこから来てどこへ行くのか」と題して、ご講演いただく。

以上、法律家及び様々なテスト関係者の観点から、テスト項目の著作権及び問題公開／非公開を巡る問題を学際的に考えていく。

2. 日本における試験情報開示の裁判事例

我が国においても、テスト問題の開示が法律上の問題になったことがある。A 県の教職採用試験における教職教養の出題において、1994(平成 6)年 10 月 6 日に県情報公開条例の規定に基づいて、平成 7 年度公立学校教員採用試験の教職教養の問題の一部と解答の開示請求を行ったものである。それに対して、県教育委員会は平成 6 年 10 月 8 日に開示が今後実施する教員採用試験の適正な執行に著しい支障をきたすとして、テストの継続実施の観点から、非開示の決定を行ったことに対して、原告が 1994(平成 6)年 11 月 8 日に異議申し立てを行う。更に、A 県教育委員会は、公文書開示審査会に諮問し、その答申を受けて 1996(平成 8)年 1 月 25 日に改めて棄却の決定を行ったが、原告がその取り消しを求めて訴訟が起こされ、1998(平成 10)年 3 月 31 日に高知地方裁判所の判決があり、1998(平成 10)年 10 月 24 日に高松高等裁判所の判決があり、最終的に、2002(平成 14)年 10 月 11 日最高裁判所第二小法廷が上告を棄却した。

1999(平成 11)年「行政機関の保有する助法の公開に関する法律」、いわゆる「情報公開法」が制定された情報公開請求の流れと、1999(平成 11)年 12 月 10 日の教育職員養成審議会第三次答申では、教育委員会が求める教員像を明らかにすると主に、採用選考の透明性を高めて、公教育への信頼性を確保するために、学力試験問題の公表、採用選考基準の公表を検討する必要性が謳われたこともあり、試験情報が開示される方向に向かった。その根底には、「教員採用の段階で教育委員会が求める教員像を、試験問題を通して明示し、それに即した適格な教員の確保を進めようとする考え方が高まってき

ている」(伊津野 2002:13)という考えのように、試験情報の開示が教員像の提示につながるという考え方が前提とされている。この一連の裁判では、試験実施が情報公開によって著しく支障が出るかが争われており、「各種の資格、採用試験において、開示請求を待たず問題等を積極的に公表するという動きが進む中で、教員採用試験は誤問に対する批判をおそれて開示しないということに関して、なぜ A 県の教員採用試験のみが特別であるのか、説得的な説明は困難」(山口 2002:129)と言われてきた。裁判における論点は、範囲が狭く、また、全国各地で行われる教員採用試験のようなテストでは、自ずとして、類似問題が多くなるか、それを避ける出題が非常に困難であることは容易に想像がつく。ただ、裁判では、「出題可能な問題には限界があり、過去に出題した問題と同じものを出題せざるをえないこともあり、従って、問題の開示は好ましくない」(伊津野 2002:12)という主張が認められなかったことは、CBT の過去問題からパラメーターをとるタイプの試験の今後の興隆を鑑みれば、テストの分野では CBT を軸にした新たな試験技術の開発に後退を余儀なくされる判決であることは想像に難くない。「本文書を開示することによる批判等の発生(一次的影響)とそれによる問題作成者の負担増加(二次的影響)の発生は認めつつも、その結果生じると Y が主張する一般的な審査問題作成の困難さ等の事態の発生(三次的影響)は認めなかった」(小川 2001:246)と小川(2001)が述べたように、一連の裁判の中で唯一認められなかったのは、試験情報公開に伴う試験実施の運営困難さであり、それが試験実施に対する無理解から来るものなのか、はきちんと吟味する必要がある。法律論としては、公務員試験は「競争試験」、教員採用試験は「選考試験」と法律上区分されており、「競争試験は、受験結果の優劣から人の相違を明確にする目的であるのに対し、選考試験は、むしろ必要最小限の力能を確認することを目的とする」(磯村 2004:891)ことから、選考試験であることを理由に、試験情報に重きが置かれず、教員採用試験での試験実施の運営困難さに繋がらないということの論理構成のようにも見える。

「教員採用試験問題を情報公開の対象から除外する理由を見つけ出すことに知恵を絞るよりも、むしろ公開にすることにより、教員採用試験受験者に高水準の準備を促すように方針を軌道修正する方が建設的であると判断される」(若井 2003:13)という意見にも代表されるように、試験問題の公開ありきでこの問題が考えられるのであれば、CBT の実施に向けては、そのスタートから難題を背負っていると推察される。

3. 米国における試験情報開示の裁判事例

日本に先駆けること 20 年ほど前、米国でも同様の議論を経験している。各州が情報公開の要請を受け、大学入試等に利用される、標準テストの問題・解答・採点方法・得点、その他のテスト情報の開示を ETS などのテスト実施者に義務づける法を制定すべきという機運が 1970 年代後半に高まり、入試真相開示法(Truth in Testing Law)や試験者テスト法(Examining Examiners Law)と呼ばれ、ニューヨークで制定されたものをニューヨーク州標準テスト法(STA: Standardized Testing Act)と呼ぶ。

この議論の始まりとして、Bersoff (1981)は、1971 年の家族教育権とプライバシー法(Family Education Rights and Privacy Act: FERPA)の制定の影響を挙げ、1976 年に制定された教育省が管轄するプログラムのもとで公金を受け取っている教育機関が、保護者に対して、自分の子どもに直接関連する記録にアクセスし、それらの記録に対して、聴聞会で異議を唱える機会を与えなければならないと規定したことであると述べている(Bersoff 1981:1053)。争点は、この開示記録に、テスト関係資料が含まれるかという点である。テスト問題と解答だけでなく、テストスコアや添削された答案用紙も公開するのか、ということは、テスト実施の運用に大きく影響を与える。入試真相開示法(Truth in Testing Law)の 1 つである、ニューヨーク州標準テスト法では、テスト会社に対して、入学のための標準テストを受験者に公開し、受験生が自分の採点されたテストと正解を見るように定めるものであった(Bersoff 1981:1054)。こうした流れを Bersoff (1981)は「消費者主義」

(Consumerism)と呼ぶが、テスト情報の開示については、当時、憲法上と著作権上の争点が提示されていた。Samuel(1981)によれば、「標準テストの利点や用途について国民の議論を喚起するだけでなく、以前は規制されていなかった業界をある程度監視することを目的」(Samuel1981:180)として法律が制定されたと述べている。背景には、黒人などの有色人種に対する教育クラスの設定や企業などでの採用や昇進などに適性検査などの標準テストが用いられたことに対する人種差別批判などが背景にあるのだが、ニューヨーク州標準テスト法については、実際に、米国医科大学協会(AAMC)が、AAMCの財産権を保障なしに侵害するという主張した。つまり、テスト情報の開示を行うことで、テスト問題の再利用を妨げ、テスト問題の予測精度を低下させることにより、テスト問題の価値を減じさせると主張したのである。この法律論争の焦点は、規制の公益性とそれが引き起こす悪影響のバランスを取ることであり、問題を公開することによる不利益よりも、受験者が公平に評価されるかどうかの情報を社会が得ることの利益が上まるか否かという点であった。実際に、「テスト問題の開示は、毎年より多くの問題を用意しなければならぬことを意味するが、テスト期間は、常に新しい問題セットを用意し、著作権を有している。だが、問題が開示されても、過去の問題の基礎となる概念は次のテストで再利用することができるし、問題自体も言葉を変えれば再利用できる」(Samuel1981:196)という考えに立てば、試験実施機関の損害は限定的であると解釈され、等化問題や実験問題についての開示が法律から除外されたことから、それよりも、「テストの妥当性と客観性に対する公共の利益を図り、より良い、より正確な試験の開発を奨励し、採点プロセスの正確性を保証する」(Samuel1981:190)という公共の利益の方が勝るとしたことが、この法律論争の特徴的な点である。

4. まとめ

以上のように、日米両国での試験情報の開示についての裁判事例とその論点を概観してき

たが、両国とも、試験実施機関の訴えが認められてこなかったことに共通点が見られる。その理由としては、試験情報、特に試験問題の開示が、試験実施に際して支障をきたすという立論の困難さにあると推察される。起こりうる未来に対する想定立証は、エビデンスがない分、不利になることは容易に想像がつく。この点について、小川(2001)は、「情報を開示することによって、執行過程が妨害される、あるいは執行のために必要な情報が得られなくなる旨の立証をしなければいけないことになる」(小川2001:244-5)とし、「開示・非開示が問題になった場合に、裁判所の採用する判断枠組みとして、事務事業遂行上支障が存在することについての主張・立証責任を実施機関側に課し、これを十分に果たしていない場合には、開示を命じるという枠組みをとっている」(小川2001:244)と述べ、実施機関側が抱える困難さを指摘している。もし、仮に、試験実施機関が、自身の主張を正当化していくためには、試験問題の開示が試験実施に深刻な影響を与えるという立証に必要なエビデンスを日頃から準備しておく必要があるだろう。また、情報公開の権利と、公開されると侵害される受験生の利益についての比較検討も今後、必要であろう。米国ではETSが試験問題公開について裁判で争い、例外を認めさせている経緯があるが、我が国では、今後、そうした議論が成熟することが求められていくだろう。

引用・参考文献

- Bersoff, D. N. 1981: "Testing and the Law", *American Psychologist*, 36(10), 1047-1056.
- Burns, D. 1981: "Truth in Testing: Arguments Examined", *Journal of Legal Education*, 31, 256-286.
- Burns, D. 1981: "Truth in Testing Legislation and Private Property Concepts", *Journal of Law & Education*, 10(1), 17-22.
- 磯村篤範 2004: 「教員採用試験問題と解答の情報不開示事由の該当性」『民商法雑誌』129(6), pp.883-891.

- 伊津野朋弘 2002:「事例解説 教育の紛争 教員採用試験問題の開示請求を巡って」『週刊教育資料』768、pp. 11-13。
- 小川一茂 2001:「公法判例研究」『北大法学論集』51(6)、pp.239-251.
- 松平光徳 2000:「ニューヨーク州標準テスト法と連邦著作権法との関連考察」明治大学法律研究所編『法律論叢』、59-125.
- Robertson, D. F. 1980: “Examining the Examiners: The Trend Toward Truth in Testing”, *Journal of Law & Education*, 9(2), 167-200.
- Samuel J. 1981: “Testing Truth-in-Testing Laws: Copyright and Constitutional Claims”, *Columbia Law Review*, 179-198.
- 山口亨 2002:「情報公開—教員採用試験問題の開示」『学校経営』47(5)、pp.126-133.
- 若井彌一 2003:「公文書開示非開示決定処分取消請求事件—県立学校教員採用試験問題の情報公開請求に対する実施期間の非開示決定の是非」『週刊教育資料』817、pp.11-13.

(kimura.takuya.329@m.kyushu-u.ac.jp)